

玉村町景観計画・条例

「にじき野の景観づくり」

都市建設課 ☎(64)7707



宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みや、利根川などの水辺、上毛三山を望み、ふるさとを感じさせる田園風景などは、私たちの心を豊かなものにします。

また、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺など、多くの人が集い交流する場にふさわしい景観づくりは、玉村町の活力や発展を町内外に印象付け、イメージの向上につながることが期待されます。

こうした景観を皆さんと町が協働して形づくることで、第5次玉村町総合計画の将来像である「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現し、暮らす人、働く人の心の豊かさを高め、さらには今後の発展につなげるため、景観づくりのあり方を示す「玉村町景観計画」を策定しました。

現在の取り組み

現在の玉村町では、群馬県が平成5年10月に制定した「群馬県景観条例」に基づき、良好な景観づくりに向けた誘導が行われています。

地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な建築物の建築などを届出の対象とし審査することで、景観に対する著しい影響を抑える仕組みとなっており、町全域に対して一律に適用されています。

4月以降の取り組み

「玉村町景観計画」と「玉村町景観条例」に基づき、町の実情に応じた良好な景観づくりを進めます。

具体的には、町全体を3つのゾーンに分け、ゾーンごとに定められた「届出が必要となる建築物の建築などの行為（届出対象行為）」に該当するものについて届出をしていただき、「守っていただきたい基準（景観形成基準）」に適合するように誘導します。



景観形成基準

<全ゾーン共通の主な景観形成基準>

- 色彩基準に適合した外観とすること
- 太陽光発電施設は、周囲の景観と調和した色彩、配置や規模・高さとなるよう努めること
- 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
- 見通せる場所での物品の集積又は貯蔵は、道路などから見えにくいようにすること
- 土地の造成は大規模な法面および擁壁を生じないようにすること

<各ゾーンの景観形成の方針と主な景観形成基準>

| ゾーン | 景観づくりのあるべき方向 | ゾーンの景観形成方針 | 主な景観形成基準 | |
|--|---------------------------------------|--|--|---|
| 田園居住ゾーン (市街化調整区域) | 田園景域 | 上毛三山などの周囲の山並みを望む、「麦秋の郷」の保全 | ○ふるさとを感じさせる田園風景をまもる ○景観資源として農地をいかにす | ・道路などに接する敷地境界線からはできる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること ・河畔や古墳、社寺林など、良好な自然景観の周辺にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする ・周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとする |
| | 居住景域 | 「麦秋の郷」の風景と調和した緑豊かな落ち着きのある街並みへの誘導 | ○田園風景に調和した集落の景観をつくる | |
| 市街地ゾーン (市街化区域) ※玉村宿重点景観形成ゾーンを除く | 住みよさや活力が感じられる魅力的な街並みの創出 | ○やすらぎの感じられる住宅地景観をつくる ○にぎわいのある商業地の街並みをつくる ○周辺との調和に配慮した工業地景観をつくる | ・道路などに接する敷地境界線から後退した、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とするとともに、隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すこと ・周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること ・高層の場合には、十分な空地を確保すること ・必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること | |
| 玉村宿重点景観形成ゾーン (玉村八幡宮周辺及び旧日光例幣使道周辺) ※位置、範囲は4ページ別図を参照 | 旧宿場町の風情や佇まい ^{たたず} を大切に街並みの保全 | ○旧宿場町の風情が感じられる街並みをまもる | ・周囲の街並みの壁面や軒との調和に配慮した位置とすること ・建築物の階数は原則2階建てとし、できる限り3階建てを超えないようにすること ・工作物は、八幡宮の本殿や周辺の社叢(しゃそう)の高さとの調和に配慮した高さとする ・旧宿場町の面影を残す歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること | |

※景観形成基準は、主な基準として一部を記載しています。詳細は、「玉村町景観計画」をご確認ください。

景観ってなに？

私たちが日ごろから目にしている「山並み・農地・河川などの自然や、道路・建物などの街並みなどを、一体的にながめ、感じた様子」のことで、「景色」や「風景」と同じ意味で使われます。

景観は、「見える環境」ともいわれ、単なる「ながめの美しさ」ではなく、「暮らしの豊かさや地域に対する愛着」などが映し出されたまちの特色を表します。

景観計画とは？

景観法に基づき町が定める、良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画を策定すると、建物や開発行為などを地域の実情に応じて良好なものに誘導できるほか、景観上重要な建造物や樹木などの指定をすることで、地域の特徴ある良好な景観づくりを進めることができます。

なぜ玉村町で景観計画が必要なの？

既に景観破壊が起きているなどの問題があるわけではありませんが、日常の生活の中で気づきにくい、景観の変化が起きている可能性があります。

景観づくりへの取り組みを通じて、この「変化」を確認・点検し、必要な対策を講じていくことが必要です。

一度失われてしまった景観を取り戻すことは難しいものです。景観を良いものにするためには、住民の皆さんと町が「まちの景観の価値」や「まちのあるべき景観の姿」を共有することが不可欠です。景観づくりには、長い時間が必要となるため、取り組みの第一歩として景観計画を策定しました。

景観計画を縦覧します

景観法第9条第6項の規定により、「玉村町景観計画」の縦覧を行います。

縦覧開始日 2月1日(金)

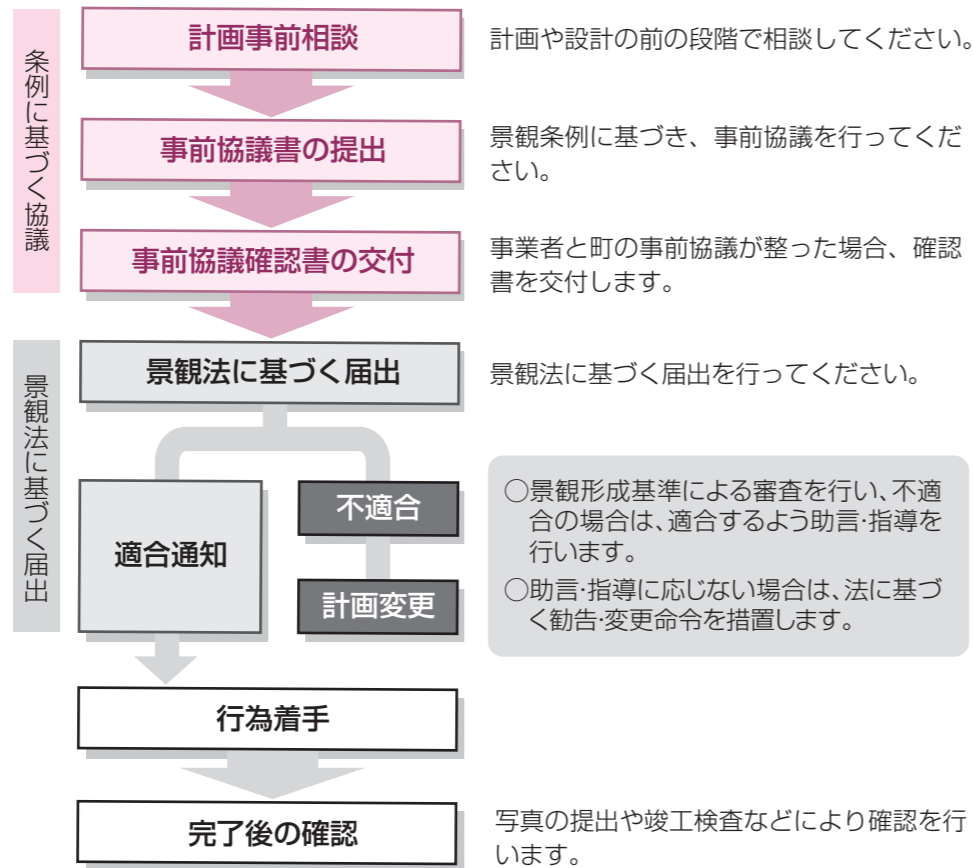
時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

場所 都市建設課(役場2階②番窓口)

※「玉村町景観計画」は町ホームページでもご覧いただけます。

届出対象行為の手続きの流れ

4月1日以降は、「玉村町景観計画」に定められた「届出対象行為」に該当する場合、町への届出が必要となります。
町は届出の内容を「景観形成基準」に照らし適合しているかを審査します。



届出対象行為

| 行為 | 対象規模など | | |
|---|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| | 田園居住ゾーン | 市街地ゾーン | 玉村宿重点景観形成ゾーン |
| 建築物の新築、増改築、外観を変更することとなる修繕や色彩の変更など | 高さ15m又は建築面積500㎡超 | 高さ15m又は建築面積1,000㎡超 | 建築面積10㎡超 |
| 工作物の新設、増改築、外観を変更することとなる修繕や色彩の変更など | さく、塀、擁壁の類 | 高さ2mかつ長さ50m超 | 高さ2m超 |
| | 電波塔、物見塔、装飾塔の類 | 高さ15m超 | 高さ8m超 |
| | 高架水槽、冷却塔の類 | | 高さ6m超 |
| | 煙突、排気塔の類 | | 高さ15m超 |
| | 鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類 | 高さ15m又は築造面積1,000㎡超 | 高さ4m超 |
| | 電線路又は空中線系 | | ※規模要件なし |
| 観覧車等の遊技施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントの類、自動車車庫の用に供する立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 | 高さ15m又は築造面積1,000㎡超 | 高さ15m超 | 高さ4m超 |
| 彫像、記念碑の類 | 高さ15m超 | 敷地面積300㎡又は最高高さ3m超 | 高さ1.5m超 |
| 太陽光発電施設の類 | 高さ1.5m超 | 高さ5m又は面積1,000㎡超 | 高さ1.5m超 |
| 見通すことができる場所での屋外における物品の集積又は貯蔵 | 面積1,000㎡又は法面の高さ1.5m超 | 面積1,000㎡又は法面の高さ5mかつ長さ10m超 | 面積1,000㎡又は法面の高さ1.5m超 |
| 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取 | 面積1,000㎡超又は高さ1.5m超の法面を生ずるもの | 面積1,000㎡超又は高さ5mかつ長さ10m超の法面を生ずるもの | 面積1,000㎡超又は高さ1.5m超の法面を生ずるもの |
| 土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む) | | | |

※届出対象行為には、適用除外となる行為があります。詳細は、「玉村町景観計画」をご確認ください。

景観に関するその他の取り組み

良好な景観づくりのため、次の事項に取り組みます。

【景観重要建造物および景観重要樹木の指定】

○玉村町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木を保全するため、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定を検討していきます。

【屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限】

○引き続き、群馬県屋外広告物条例の適切な運用を促進します。

【景観重要公共施設の整備・維持管理】

○良好な景観形成を先導していく役割を担うべき公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観的な配慮のもとで整備・維持管理・更新を進めていくことを検討していきます。

【主体的な景観づくりへの支援】

○住民や事業者、行政相互の連携づくりや皆さんの主体的な景観づくりの推進のため、様々な支援策を検討していきます。

届出に関する経過措置

「玉村町景観計画」と「玉村町景観条例」は4月1日からスタートしますが、経過措置により、次に該当する場合、町への届出は必要ありません。

【田園居住ゾーンおよび玉村宿重点景観形成ゾーン】

○4月1日時点で既に着手している行為
○4月1日より前に、建築確認申請を申請済みであり、5月31日までに着手する行為

【市街地ゾーン】

○4月1日時点で既に着手している行為
○4月1日より前に、群馬県景観条例第18条第1項に規定する届出を行い、受理通知を受けた行為

＜玉村宿重点景観形成ゾーンの位置と範囲＞

